

浜松市CSディレクター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市学校運営協議会規則（令和元年教育委員会規則第2号）に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の会議運営及び協議会に関わる業務を担うCSディレクター（以下「ディレクター」という。）の設置について必要な事項を定める。

(配置)

第2条 浜松市教育委員会（以下「委員会」という）は、協議会を設置した浜松市立小中学校（以下「学校」という。）にディレクターを配置することができる。

2 配置人数は、協議会ごとに1人とする。

(任用)

第3条 ディレクターは、委員会が公募し、面接による選考を行ったうえで任用する。

2 ディレクターは、学校の教育活動について理解しており、職務を行うために必要な熱意と識見を有する者であることを要する。

(職務)

第4条 ディレクターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議運営に関すること
- (2) 協議会委員との連絡・調整に関すること
- (3) 通学区域の保護者・地域住民からの意見収集に関すること
- (4) 他校及び市外先進地の取組等の情報収集に関すること
- (5) 協議会の協議内容についての情報発信に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関することで、委員会又はディレクターを設置する学校の校長が必要と認めること

(研修)

第5条 委員会は、ディレクターの資質向上のための研修を毎年度開催することとする。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。